

## 風水害等の災害時における登下校について

### 〈生徒の登校前〉

◎知多地域全域または知多市に「大雨（大雪）特別警報」「暴風（暴風雪）特別警報」が発表されている場合

- (1) 午前6時30分までに解除された場合は、保護者が発表中の他の警報等を確認し、登校時間などを判断する。
- (2) 午前6時30分以降に解除された場合は、授業は行わない（午前6時30分ちょうどうを含む）。

◎知多地域全域または知多市に「暴風（暴風雪）警報」が発表されている場合

- (1) 登校しないで自宅待機をする。
- (2) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。
- (3) 午前6時30分から午前11時00分までに警報が解除された場合には、解除後、13時までに登校し、午後（5時限目以降）の授業を始める（午前6時30分ちょうどうを含む）。
- (4) 午前11時以降に、警報が継続されている場合は、授業は行わない（午前11時ちょうどうを含む）。

◎知多地域全域または知多市に「大雨（大雪）警報」「洪水警報」「雷注意報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が発表されている場合

- (1) 平常どおりの授業を行う。
- (2) 児童生徒の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、学校に連絡をすることにより、欠席とにならない。

### 〈生徒の登校後〉

◎知多地域全域または知多市に「大雨（大雪）特別警報」「暴風（暴風雪）特別警報」が発表された場合

- (1) すみやかに授業を中止する。
- (2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は、学校待機とする。

◎知多地域全域または知多市に「暴風（暴風雪）警報」が発表された場合

- (1) すみやかに授業を中止する。
- (2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は、学校待機とし、状況に応じて学校からの連絡により引渡下校とする。

◎知多地域全域または知多市に「大雨（大雪）警報」が発表された場合

- (1) 授業は継続して行う。課外活動は中止する。
- (2) 児童生徒の通学路が危険な時や下校が困難な時は、保護者の判断で自主的に引渡下

校することも可能とし、早退扱いとならない。

◎知多地域全域または知多市に「洪水警報」「記録的短時間大雨情報」が発表された場合

- (1) 授業は継続して行う。課外活動は中止する。
- (2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は、学校待機とする。
- (4) 児童生徒の通学路が危険な時や下校が困難な時は、保護者の判断または学校からの連絡により引渡下校とする。

◎知多地域全域または知多市に「雷注意報」「竜巻注意情報」が発表された場合

- (1) 地頭生徒の安全を最優先に、屋内で待機する等の対応を行う。

### 大地震及び津波発生時における生徒の安全確保について

	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「大津波警報」「津波警報」発表時	「震度5弱以上の地震」が発災した場合
登校前	平常どおりの授業を行うため、登校する。ただし、原則として部活動は中止する。  保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、学校に連絡することにより、欠席とならない。	登校しないで自宅待機をする。  翌日以降は自宅待機とし、学校から登校の連絡があれば、登校する。	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「大津波警報」「津波警報」が発表されている場合と同様とする。
登校途中	平常どおりの授業を行うため、登校する。ただし、原則として部活動は中止する。  保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、学校に連絡することにより、欠席とならない。	まず、自分の身を守る場所に避難する。 自宅が津波危険区域に該当する生徒は、指定された避難所へ向かう。 他の生徒は、自宅が近い場合は、自宅へ戻り、学校が近い場合は、登校する。	
在校中	授業は継続して行う。部活動は中止する。 保護者の判断で自主的に引渡下校することも可能とし、早退扱いとならない。	すみやかに授業を中止する。 生徒の安全を確保するとともに、保護者への引渡しを開始する。 翌日以降は自宅待機とし、学校から登校の連絡があれば、登校する。	
下校途中	そのまま帰宅する。	まず、自分の身を守る場所に避難する。 自宅が津波危険区域に該当する生徒は、指定された避難所へ向かう。 他の生徒は、自宅が近い場合は、自宅へ戻り、学校が近い場合は、登校する。	